

協議会はこの補助制度を利用し、総額12,377,000円の補助金の交付を申請し、市は左表のとおり交付している。

(単位：千円)

【補助金交付内訳】

事業名称	対象経費（概要）	交付額	実施年度
養殖施設等整備事業	養殖生けす2基 水揚用生けす1基 生けす設置一式 方塊ブロック製作据え付け一式	7,500 (内訳) 県:5,000 市:2,500	平成23年
養殖担い手対策事業	労務費（自H23.11至H24.3）	376	平成23年
	労務費（自H24.4至H25.3）	1,052	平成24年
	労務費（自H25.4至H25.9）	794	平成25年
種苗生産用施設改修整備事業	井戸掘削一式 井戸水冷却機2台・井戸ポンプ他	2,655	平成24年

また、市は、この補助金のほか協議会に対して銀鮭養殖場として佐渡市栽培漁業センター（以下、「センター」という。）の修繕を行い、その経費14,175,000円を平成24年1月に支出し、無償で使用させていた。さらに、平成25年4月には水産振興推進負担金1,900,000円を協議会に支出している。

協議会は、平成24年に130トン、平成25年に240トンの水揚げを計画していたが、平成24年6月の初水揚げは冬季波浪と爆弾低気圧の影響による生けす損傷で40トン、翌平成25年6月には海水温上昇等の影響を受け20トンの水揚げとなり、この年を最後に養殖事業を事実上中止している。

平成23年12月28日に提出された補助金交付申請書の添付書類による年次計画および所管課提出資料による水揚げ量の実績は左表のとおりである。

【年次計画および実績】

実施期間	水揚げ量	
	計画	実績
自H23.11至H24.9	130 ^ト	40 ^ト
自H24.10至H25.9	240 ^ト	20 ^ト
自H25.10至H26.9	390 ^ト	—
自H26.10至H27.9	540 ^ト	—
自H27.10至H28.9	540 ^ト	—

監査の結果および指摘事項

監査の結果、補助金交付に係る事務について、一部に不適切な事務処理や改善を要する事例が見受けられた。監査の指摘事項は次のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭により所管課へ改善を要望した。

1 補助対象者の選定

補助対象者の選定については、事業の趣旨を広く周知し公募で選定すべきところ、公募も行わず市主導で協議会を設立し、補助対象者に選定した。また、協議会の会長は前市長の大学の後輩であり、当該事業の推進について懇願され、事業実施の中心的な役割を担った。このことは、補助事業としての公平性に欠けている。

2 養殖施設等整備事業

(1) 協議会は、新潟県へ事業認定前着工届を提出し、その後速やかに市へ補助金交付申請をすべきところ、事業竣工後に申請書を提出していた。しかしながら、市は、補助金交付申請の手続きが不適正であったにもかかわらず、補助金を交付していた。

(2) 協議会は、補助金交付決定通知において記載された事業対象期間

である平成23年11月14日以降に取得したものを補助対象経費として申請すべきところ、事業対象期間前に購入した資材である網およびフロートを補助対象経費として申請を行っていた。また、市は、当該申請金額を補助金として交付していた。補助対象経費の精査をされたい。

(3) 所管課は、佐渡市補助金等交付規則に基づき実績報告書を審査し補助金額を確定しなければならぬが、収支決算書の根拠資料である領収書等を提出させることなく協議会から市に提出された実績報告書の添付書類の収支決算書および竣工写真により補助金額を確定し交付していた。早急に協議会に資料を提出させ、補助金額が適正であったか再度審査されたい。

3 養殖担い手対策事業

協議会は、養殖施設整備事業で整備した養殖生けすに係る労務費を補助対象として申請すべきところ、生けす設置に係るアンカーロープの製作およびフロートの取り付け等を含めて補助対象として申請を行っていた。

所管課は、補助対象となる労務費を、勤務報告書の作業内容を確認したうえで給与支払明細を審査し補助金額を確定すべきところ、勤務報告